



# 島根県報

平成19年 3月30日 (金)

号外 第 32 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 人委規則

|                                    |    |
|------------------------------------|----|
| 島根県人事委員会事務局の組織及び処務に関する規則の一部を改正する規則 | 1  |
| 職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則           | 4  |
| 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則           | 14 |
| 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則   | 14 |
| 専門的教育職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則      | 16 |
| 職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則 | 19 |
| 県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則       | 20 |
| 職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則          | 25 |

### 人委細則

|                        |    |
|------------------------|----|
| 級別職務分類に関する細則の一部を改正する細則 | 26 |
|------------------------|----|

## 人 事 委 員 会 規 則

島根県人事委員会事務局の組織及び処務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3月30日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

### 島根県人事委員会規則第 6 号

島根県人事委員会事務局の組織及び処務に関する規則の一部を改正する規則

島根県人事委員会事務局の組織及び処務に関する規則（平成16年島根県人事委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「、人事に」を「及び人事に」に改め、同条第 2 号中「、その他」を「その他」に改め、同条第 4 号中「、実施」を「及び実施」に改め、同条第 6 号中「の企画」を削り、同条第 10 号中「委任」を「委託」に改め、同条第 16 号中「、その他」を「その他」に改め、同条第 17 号とし、同条第 12 号から第 15 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同条第 11 号の次に次の 1 号を加える。

12 職員の苦情の処理に関すること。

第 11 条中「取り扱い」を「取扱い」に改める。

第 13 条中「別表第 4」を「、別表第 4」に改める。

第 14 条第 1 号中「第 8 条第 4 項」を「第 8 条第 5 項」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

### 別表第 1（第 4 条関係）

#### 1 一般的事項

- 島根県情報公開条例（平成12年島根県条例第52号）の規定に基づく公文書の公開等の決定
- 島根県個人情報保護条例（平成14年島根県条例第 7 号）の規定に基づく個人情報の開示等の決定

- (3) 国の法令等の改正により義務的に人事委員会規則（以下「規則」という。）等の改正を要する場合で、その内容が軽易であるとき。

## 2 任用関係事項

- (1) 職員の任用に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第12号）第7条第2号に規定する職（級別職務分類に関する細則（昭和60年島根県人事委員会細則第2号）別表の5医療職給料表<sup>(1)</sup>級別職務分類表に掲げる職（4級に属するものを除く。）に限る。）への採用の選考
- (2) 職員の任用に関する規則第8条第1号に規定する職（管理職手当の支給の対象となる職のうち、職員の給与の支給に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第1号。以下「職員給与規則」という。）別表第3に定める管理職手当の区分が1種又は2種である職を除く。）への昇任の選考
- (3) 地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律（平成12年法律第51号）の規定による承認及び協議に対する回答
- (4) 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）の規定による承認
- (5) 一般職の任期付研究員の採用等に関する規則（平成15年島根県人事委員会規則第6号）第2条の規定による承認
- (6) 競争試験及び採用選考試験における第一次試験合格者の決定
- (7) 他の地方公共団体又は国の機関に現に在職している者をもって補充しようとする職（管理職手当の支給の対象となる職を除く。）への採用（いわゆる割愛採用）の選考（人事交流・研修の目的に限る。）

## 3 給与関係事項

- (1) 人事委員会勧告どおりの内容の規則の改正
- ア 職員給与規則の改正
- イ 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年島根県人事委員規則第7号。以下「初任給規則」という。）の改正
- ウ 県立学校の教育職員の給与に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第11号。以下「県立学校給与規則」という。）の改正
- (2) 組織改正等に伴う規則又は人事委員会細則の改正等
- ア 職員給与規則の改正
- イ 給料表の適用範囲に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第6号）の改正
- ウ 初任給規則の改正
- エ 県立学校給与規則の改正
- オ 職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和63年島根県人事委員会規則第14号）の改正
- カ 地方警察職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和63年島根県人事委員会規則第15号）の改正
- キ 級別職務分類に関する細則の改正
- ク 県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する規則（平成元年島根県教育委員会規則第1号）の改正に係る協議に対する回答
- (3) 規則の規定において人事委員会が定めること又は認めることとされている事項に係る規程等の制定又は改廃（以下「規程等の制定等」という。）
- ア 職員給与規則の規定による規程等の制定等
- イ 給料表の適用範囲に関する規則の規定による規程等の制定等
- ウ 初任給規則の規定による規程等の制定等
- エ 県立学校給与規則の規定による規程等の制定等
- オ 職員の特殊勤務手当に関する規則の規定による規程等の制定等
- カ 地方警察職員の特殊勤務手当に関する規則の規定による規程等の制定等

## (4) 規則の規定による承認又は協議に対する回答

ア 職員給与規則の規定による承認

イ 初任給規則の規定による承認（第 9 条第 1 号（管理職手当の支給対象となる職員のうち、給与規則別表第 3 に定める管理職手当の区分が 1 種又は 2 種である職に限る。）、第18条第 1 項ただし書若しくは第 2 項ただし書、第31条第 1 号若しくは第 2 号、第37条の 3 第 2 項又は第37条の 4 の規定に係るものを除く。）及び協議に対する回答

ウ 県立学校給与規則の規定による承認（第15条第 1 項ただし書若しくは第 2 項ただし書、第22条第 1 号若しくは第 2 号又は第25条第 2 項の規定に係るものを除く。）及び協議に対する回答

エ 職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（平成18年島根県人事委員会規則第 7 号）の規定による承認

オ 県立学校の教育職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（平成18年島根県人事委員会規則第10号）の規定による承認

カ 職員の特殊勤務手当に関する規則の規定による承認

キ 地方警察職員の特殊勤務手当に関する規則の規定による承認

ク 一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の規定（第 2 条を除く。）による承認

ケ 一般職の任期付職員の採用等に関する規則（平成15年島根県人事委員会規則第 7 号）の規定による承認

## (5) 市町村立学校の教職員の給与に関する規則（昭和32年島根県教育委員会規則第11号）の改正で県立高等学校等の場合に準ずるものに係る協議に対する回答

## 4 勤務時間・休暇等関係事項

## (1) 組織改正等に伴う規則の改正

ア 職員の勤務時間に関する規則（平成元年島根県人事委員会規則第 5 号）の改正

## (2) 規程等の制定等

ア 職員の勤務時間に関する規則の規定による規程等の制定等

イ 職員の休日及び休暇に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第 4 号）の規定（第 3 条の表第17号を除く。）による規程等の制定等

ウ 県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則（昭和31年島根県人事委員会規則第11号）の規定（第 3 条の表第17号を除く。）による規程等の制定等

エ 職員の育児休業等に関する規則（平成 4 年島根県人事委員会規則第 3 号）の規定による規程等の制定等

## (3) 規則の規定による承認又は協議に対する回答

ア 職員の勤務時間に関する規則の規定による協議に対する回答

イ 職員の休日及び休暇に関する規則の規定による承認

ウ 県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則の規定による承認

## (4) 市町村立学校の教職員の勤務時間に関する規則（平成元年島根県教育委員会規則第 3 号）の改正で県立高等学校等の場合に準ずるものに係る協議に対する回答

## 5 分限関係事項

## (1) 職員の分限の手続に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第 2 号）第 3 条の規定による規程等の制定等及び承認

## 6 公平審査関係事項

## (1) 不利益処分についての不服申立てに関する規則（平成18年島根県人事委員会規則第23号）第 5 条第 2 項の規定による補正命令

## (2) 不利益処分についての不服申立てに関する規則第22条第 1 項又は第 2 項の規定（これらの規定が同規則第51条の規定により準用される場合を含む。）による答弁書又は反論書の提出を求めること。

## 7 職員団体関係事項

## (1) 組織改正等に伴う規則の改正

ア 管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年島根県人事委員会規則第22号)の改正

イ 島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年島根県人事委員会規則第23号)の改正

## 8 労働基準監督関係事項

(1) 労働基準法(昭和22年法律第49号)別表第1の号別区分の決定

(2) 関係法令の規定による各種検査証の交付

## 9 この表の1から8までに掲げるもののほか、事務局長が人事委員会の承認を受けた事項

## 附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

## 島根県人事委員会規則第7号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則(昭和27年島根県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第28条の5第1項」の次に「又は第28条の6第2項」を加える。

第6条の2第2項を次のように改める。

2 別表第3に定める職に係る管理職手当の区分は、同表の職名欄の区分に応じ、同表の区分欄に定める区分とする。

第6条の2に次の1項を加える。

3 第1項の職員に対する管理職手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)以外の職員 当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職員が占める職に係る前項の規定による区分(以下「当該職の区分」という。)に応じ、別表第3の2の管理職手当の額欄に定める額

(2) 再任用職員 当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職の区分に応じ、別表第3の3の管理職手当の額欄に定める額(再任用短時間勤務職員にあっては、その額に勤務割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

第15条の2第3号を次のように改める。

(3) 勤務時間規則第7条第1項第7号及び第8号に掲げる勤務

第15条の2中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第15条の3第1項第2号を削り、第3号中「(前号に掲げる勤務を除く。)及び第3号」を削り、同号を第2号とし、第4号中「第4号」を「第3号」に改め、同号を第3号に改め、同条第3項中「第5号」を「第4号」に改める。

第15条の3の2第1項第1号中「に掲げる支給割合」を「の区分欄に定める区分」に改め、同号ア中「100分の25」を「1種」に、同号イ中「100分の20」を「2種」に、同号ウ中「100分の16」を「3種」に、同号エ中「100分の14及び100分の12」を「4種及び5種」に、同号オ中「100分の10」を「6種」に改める。

第16条の5第1項第1号を次のように改める。

(1) 当該職の区分が1種又は2種とされている職員

第16条の5第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同条第2項中「別表第3に掲げる管理

職手当の支給割合が100分の25」を「当該職の区分が1種」に改め、「同項第2号に掲げる院長」を削り、「第3号」を「第2号」に、「第4号」を「第3号」に改める。

第17条第5項第1号中「法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（次号において「再任用職員」という。）」を「再任用職員」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第6条関係）

| 勤 務 箇 所 | 職 員                                 | 調整数 |
|---------|-------------------------------------|-----|
| わかたけ学園  | (1) 児童と起居を共にする児童自立支援員及び児童生活支援員たる職員  | 4.0 |
|         | (2) 園長                              | 3.0 |
|         | (3) 自立支援グループに属する職員（前記(1)に掲げる職員を除く。） |     |
|         | (4) 前記(1)から(3)までに掲げる職員以外の職員         | 1.5 |
| 食肉衛生検査所 | (1) 獣畜のと殺又は解体の検査に従事することを常例とすると畜検査員  | 2.0 |
|         | (2) 所長                              | 1.0 |
| 警察本部航空隊 | (1) 航空機の操縦業務に関することを本務とする職員          | 3.0 |
|         | (2) 航空機の整備業務に従事することを本務とする職員         | 2.0 |

別表第3を次のように改める。

別表第3（第6条の2関係）

| 部 局     | 職 名   | 区 分 |
|---------|---|-----|
| 知事の事務部局 | 本庁理事<br>政策企画局長<br>本庁部長<br>同 技監<br>東京事務所長<br>支庁長<br>県民センター所長（西部県民センターに限る。）   | 1種  |
|         | 統括政策企画監<br>本庁次長<br>同 参事<br>医療統括監<br>副出納長<br>出納局長<br>自治研修所長<br>支庁局長（水産局を除く。）<br>県民センター所長（西部県民センターを除く。）<br>総合調整監<br>中山間地域研究センター所長<br>美術館副館長<br>芸術文化センター副センター長<br>保健所長（雲南保健所、県央保健所及び隠岐保健所を除く。）<br>農林振興センター所長<br>農業技術センター所長<br>水産技術センター所長 | 2種  |

|  |  |           |
|--|--|-----------|
|  | <p>農業大学校長<br/>大阪事務所長<br/>産業技術センター副所長<br/>県土整備事務所長</p>  |           |
|  | <p>本庁課長<br/>同 管理監<br/>政策企画監<br/>統括団体検査監<br/>統括指導監査監<br/>統括技術専門監<br/>保健所長（雲南保健所、県央保健所及び隠岐保健所に限る。）<br/>福祉事務所長（西部福祉事務所に限る。）<br/>保健環境科学研究所長<br/>児童相談所長（中央児童相談所に限る。）<br/>畜産技術センター所長<br/>県土整備事務所事業所長<br/>高規格道路事務所長</p>   | <p>3種</p> |
|  | <p>本庁室長<br/>同 センター長<br/>防災航空管理所長<br/>上席調整監<br/>上席出納監察監<br/>東京事務所部長<br/>自治研修所部長<br/>消防学校長<br/>支庁局長（水産局に限る。）<br/>同 部長<br/>県民センター部長<br/>同 事務所長<br/>中山間地域研究センター部長<br/>保健所部長<br/>福祉事務所長（西部福祉事務所を除く。）<br/>児童相談所長（中央児童相談所を除く。）<br/>わかたけ学園長<br/>女性相談センター所長<br/>心と体の相談センター所長<br/>食肉衛生検査所長<br/>農林振興センター部長<br/>同 事務所長<br/>農業技術センター部長<br/>農業大学校事務局長<br/>同 部長</p> | <p>5種</p> |

|          |  |     |
|----------|--|-----|
|          | 畜産技術センター育種改良部長<br>水産事務所長<br>水産技術センター内水面浅海部長<br>同 栽培漁業部長<br>大阪事務所部長<br>広島事務所長<br>産業技術センター部長<br>同 研究統括監<br>高等技術校長<br>県土整備事務所部長<br>河川総合開発事務所長<br>空港管理事務所長<br>宍道湖流域下水道管理事務所長   |     |
|          | 出納監察監<br>団体検査監<br>指導監査監<br>医療調整監<br>技術専門監<br>統括林業普及員<br>特別徴収監<br>保健環境科学研究所部長<br>同 原子力環境センター長<br>女性相談センター西部分室長<br>農業大学校教授<br>畜産技術センター生産技術部長<br>水産技術センター総合調整部長<br>同 漁業生産部長<br>産業技術センター研究企画監<br>同 研究調整監<br>浜田技術センター長<br>高等技術校教頭<br>益田県土整備事務所石見空港管理所長<br>高規格道路事務所部長<br>調整監 | 6 種 |
| 県議会の事務部局 | 事務局長   | 1 種 |
|          | 事務局次長  | 2 種 |
|          | 事務局課長  | 3 種 |
|          | 同 管理監  |     |
|          | 事務局室長  | 5 種 |
|          | 事務局調整監   | 6 種 |
| 教育委員会    | 教育監<br>古代出雲歴史博物館長  | 1 種 |

|           |   |    |
|-----------|---|----|
|           | 教育次長<br>本庁参事<br>教育センター所長（松江教育センターに限る。）<br>生涯学習推進センター所長<br>図書館長<br>青少年の家所長   | 2種 |
|           | 本庁課長<br>同 管理監<br>同 室長（課に置かれた室を除く。）<br>教育事務所長<br>埋蔵文化財調査センター所長<br>教育センター所長（松江教育センターを除く。）<br>西部生涯学習推進センター所長<br>少年自然の家所長   | 3種 |
|           | 本庁室長（課に置かれた室に限る。）<br>同 センター長<br>上席調整監<br>教育センター部長<br>古代出雲歴史博物館部長  | 5種 |
|           | 調整監<br>県立学校事務長（安来高等学校、情報科学高等学校、松江北高等学校、松江南高等学校、松江東高等学校、松江工業高等学校、松江商業高等学校、松江農林高等学校、大東高等学校、三刀屋高等学校、平田高等学校、出雲高等学校、出雲工業高等学校、出雲商業高等学校、出雲農林高等学校、大社高等学校、大田高等学校、邇摩高等学校、川本高等学校、島根中央高等学校、矢上高等学校、江津高等学校、江津工業高等学校、浜田高等学校、浜田商業高等学校、浜田水産高等学校、益田高等学校、益田工業高等学校、益田産業高等学校、益田翔陽高等学校、隠岐高等学校、隠岐水産高等学校、盲学校、松江ろう学校、浜田ろう学校、松江養護学校、出雲養護学校、石見養護学校、浜田養護学校、益田養護学校、松江清心養護学校、江津清和養護学校及び松江緑が丘養護学校に限る。） | 6種 |
| 人事委員会の事務局 | 事務局長  | 1種 |
|           | 事務局課長   | 3種 |
|           | 事務局調整監  | 6種 |
| 監査委員の事務局  | 事務局長  | 1種 |
|           | 事務局課長   | 3種 |
|           | 事務局調整監  | 6種 |
|           | 同 監査監   |    |
| 労働委員会の事務局 | 事務局長  | 2種 |
|           | 事務局課長   | 3種 |
|           | 事務局調整監  | 6種 |
| 警察        | 本部部长  | 2種 |

|                |  |     |
|----------------|--|-----|
|                | 同 首席監察官<br>同 参事官<br>同 参事<br>警察学校長<br>警察署長（松江警察署、出雲警察署、雲南警察署、浜田警察署及び益田警察署に限る。）  |     |
|                | 本部課長<br>室長（課に置かれた室を除く。）<br>監察官<br>監査官<br>調査官<br>交通技術調査官<br>交通機動隊長<br>高速道路交通警察隊長<br>警察機動隊長<br>警察署長（松江警察署、出雲警察署、雲南警察署、浜田警察署及び益田警察署を除く。）<br>警察署副署長（松江警察署、出雲警察署、雲南警察署、浜田警察署及び益田警察署に限る。）<br>所長（科学捜査研究所に限る。） | 3 種 |
|                | 管理官<br>広報官<br>企画官<br>対策官<br>室長（課に置かれた室に限る。）<br>所長（科学捜査研究所を除く。）<br>機動捜査隊長<br>検視官<br>交通管制センター長<br>交通規制官<br>警察学校副校長<br>警察署副署長（松江警察署、出雲警察署、雲南警察署、浜田警察署及び益田警察署を除く。）<br>同 捜査統括官<br>同 地域官                     | 4 種 |
|                | 主査<br>首席師範   | 6 種 |
| 海区漁業調整委員会の事務部局 | 事務局長   | 6 種 |

備考 人事委員会が別に定める職にあつては、本表に掲げる区分と異なる区分を用いることができる。

別表第 3 の次に次の 2 表を加える。

別表第 3 の 2（第 6 条の 2 関係）

## 1 行政職給料表

| 職務の級 | 区分 | 管理職手当の額  |
|------|----|----------|
| 9級   | 1種 | 130,300円 |
| 8級   | 2種 | 94,000円  |
| 7級   | 2種 | 88,500円  |
|      | 3種 | 70,800円  |
| 6級   | 3種 | 66,500円  |
|      | 4種 | 58,200円  |
|      | 5種 | 49,900円  |
|      | 6種 | 41,600円  |

## 2 公安職給料表

| 職務の級 | 区分 | 管理職手当の額 |
|------|----|---------|
| 9級   | 2種 | 95,700円 |
| 8級   | 2種 | 90,900円 |
|      | 3種 | 72,700円 |
| 7級   | 3種 | 71,500円 |
|      | 4種 | 62,600円 |

## 3 研究職給料表

| 職務の級 | 区分 | 管理職手当の額 |
|------|----|---------|
| 4級   | 3種 | 71,700円 |
|      | 5種 | 53,700円 |
|      | 6種 | 44,800円 |

## 4 医療職給料表(1)

| 職務の級 | 区分 | 管理職手当の額  |
|------|----|----------|
| 4級   | 2種 | 110,100円 |
|      | 3種 | 88,100円  |
|      | 5種 | 66,100円  |
|      | 6種 | 55,100円  |
| 3級   | 5種 | 61,700円  |

## 5 医療職給料表(2)

| 職務の級 | 区分 | 管理職手当の額 |
|------|----|---------|
| 6級   | 5種 | 49,900円 |
|      | 6種 | 41,600円 |

## 6 医療職給料表(3)

| 職務の級 | 区分 | 管理職手当の額 |
|------|----|---------|
| 6級   | 5種 | 52,000円 |

備考 別表第3に定める職のうち、この表に定められていない管理職手当の額を定める特段の事情があると人事委員

会が認める職を占める職員に支給する管理職手当の月額については、当該職員の属する職務の級及び当該職の区分を考慮して、次の各号に掲げる額の範囲内で人事委員会が別に定める額とする。

- 1 当該職員の属する職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分より一段高い区分があるときは、当該区分に係る管理職手当の額未満の額
- 2 当該職員の属する職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分より一段低い区分があるときは、当該区分に係る管理職手当の額を超える額
- 3 当該職員の属する職務の級より上位の職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分に係る管理職手当の区分があるときは、当該管理職手当の額未満の額
- 4 当該職員の属する職務の級より下位の職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分に係る管理職手当の区分があるときは、当該管理職手当の額を超える額

別表第 3 の 3 ( 第 6 条の 2 関係 )

1 行政職給料表

| 職務の級 | 区分  | 管理職手当の額  |
|------|-----|----------|
| 9 級  | 1 種 | 112,900円 |
| 8 級  | 2 種 | 79,800円  |
| 7 級  | 2 種 | 72,900円  |
|      | 3 種 | 58,300円  |
| 6 級  | 3 種 | 51,400円  |
|      | 4 種 | 45,000円  |
|      | 5 種 | 38,500円  |
|      | 6 種 | 32,100円  |

2 公安職給料表

| 職務の級 | 区分  | 管理職手当の額 |
|------|-----|---------|
| 9 級  | 2 種 | 83,800円 |
| 8 級  | 2 種 | 77,300円 |
|      | 3 種 | 61,800円 |
| 7 級  | 3 種 | 56,000円 |
|      | 4 種 | 49,000円 |

3 研究職給料表

| 職務の級 | 区分  | 管理職手当の額 |
|------|-----|---------|
| 4 級  | 3 種 | 53,300円 |
|      | 5 種 | 39,900円 |
|      | 6 種 | 33,300円 |

4 医療職給料表(1)

| 職務の級 | 区分  | 管理職手当の額 |
|------|-----|---------|
| 4 級  | 2 種 | 92,700円 |
|      | 3 種 | 74,200円 |
|      | 5 種 | 55,600円 |
|      | 6 種 | 46,400円 |

|     |     |         |
|-----|-----|---------|
| 3 級 | 5 種 | 46,900円 |
|-----|-----|---------|

5 医療職給料表(2)

| 職務の級 | 区分  | 管理職手当の額 |
|------|-----|---------|
| 6 級  | 5 種 | 39,500円 |
|      | 6 種 | 32,900円 |

6 医療職給料表(3)

| 職務の級 | 区分  | 管理職手当の額 |
|------|-----|---------|
| 6 級  | 5 種 | 39,900円 |

備考 別表第3に定める職のうち、この表に定められていない管理職手当の額を定める特段の事情があると人事委員会が認める職を占める職員に支給する管理職手当の月額については、当該職員の属する職務の級及び当該職の区分を考慮して、次の各号に掲げる額の範囲内で人事委員会が別に定める額とする。

- 1 当該職員の属する職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分より一段高い区分があるときは、当該区分に係る管理職手当の額未満の額
- 2 当該職員の属する職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分より一段低い区分があるときは、当該区分に係る管理職手当の額を超える額
- 3 当該職員の属する職務の級より上位の職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分に係る管理職手当の区分があるときは、当該管理職手当の額未満の額
- 4 当該職員の属する職務の級より下位の職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分に係る管理職手当の区分があるときは、当該管理職手当の額を超える額

別表第6中 「隠岐支庁農林局農政・普及部島前地域振興グループ」を  
隠岐支庁農林局（島前担当に限る。）

「隠岐支庁農林局農政・普及部島前地域振興グループ」に改め、  
隠岐支庁農林局林業部林業振興・普及グループ（隠岐郡西ノ島町駐在に限る。）

「隠岐支庁」を「隠岐支庁」に改め、  
隠岐支庁県土整備局維持管理部隠岐空港管理所」 隠岐支庁県土整備局隠岐空港管理所」

|   |            |                     |   |
|---|------------|---------------------|---|
| 「 | 隠岐郡隠岐の島町港町 | 東部県民センター税務部隠岐税務グループ | 」 |
|   | 隠岐郡隠岐の島町港町 | 隠岐福祉事務所             |   |
|   | 隠岐郡隠岐の島町港町 | 隠岐保健所               |   |

|   |            |                     |   |
|---|------------|---------------------|---|
| 「 | 隠岐郡隠岐の島町港町 | 東部県民センター税務部隠岐税務グループ | 」 |
|   | 隠岐郡隠岐の島町港町 | 健康福祉部地域福祉課隠岐スタッフ    |   |
|   | 隠岐郡隠岐の島町港町 | 中央児童相談所隠岐相談室        |   |

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(管理職手当に関する経過措置)

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則（平成16年島根県人事委員会規則第7号）附則第3項の規定の適用を受けている職員で、施行日以後にこの規則による改正後の職員の給与の支給に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表第3に定める職でその職の管理職

手当の区分が5種であるものを占めることとなったものに対する同表の区分の適用については、当分の間、同表中「5種」とあるのは、「3種」とする。

3 職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号。以下「条例」という。）第7条の2第1項の規定により管理職手当を支給される職員のうち、改正後の規則第6条の2第3項の規定による管理職手当の月額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、平成20年3月31日までの間に限り、当該管理職手当の月額のほか、当該管理職手当の月額と経過措置基準額との差額に相当する額に100分の50を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を管理職手当の月額として支給する。

4 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

(1) 施行日の前日に適用されていた給料表と同一の給料表の適用を受ける職員（以下「同一給料表適用職員」という。）であって、同日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のもののうち、相当区分職員又は上位区分相当職員 同日にその者が受けていた管理職手当の月額（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成19年島根県条例第13号）による改正前の条例（以下「改正前の条例」という。）で定める給料月額（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年島根県条例第76号。以下「平成17年改正条例」という。）附則第8項から第10項までの規定による給料を支給される職員については、改正前の条例で定める給料月額及び平成17年改正条例附則第8項から第10項までの規定による給料の額との合計額とする。）に、改正前の条例第7条の2第2項の規定による割合を乗じて得た額をいう。以下同じ。）

(2) 同一給料表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の級に属する職員以外のもののうち、下位区分相当職員 施行日以後に当該職員が占める職に適用される管理職手当の区分に相当する支給割合（次項第1号の表の右欄に掲げる当該職の管理職手当の区分に応じ、それぞれ同表の左欄に掲げる割合をいう。第4号において同じ。）を施行日の前日に適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の月額

(3) 同一給料表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するもののうち、相当区分職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の月額

(4) 同一給料表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するもののうち、下位区分相当職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ、施行日以後に当該職員が占める職に適用される管理職手当の区分に相当する支給割合を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の月額

(5) 施行日以後に職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第7号）第25条に定める給料表の適用を異にする異動等をした職員（施行日以後に新たに条例第3条第1項若しくは第3項に規定する給料表、県立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和29年島根県条例第6号）第4条第1項に規定する高等学校等教育職給料表又は市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和29年島根県条例第7号）第5条第1項に規定する中学校及び小学校教育職給料表の適用を受けることとなった職員を除く。） 施行日の前日に当該異動等をした場合に前各号の規定に準じてその者が受けることとなる管理職手当の月額

(6) 前各号に掲げる職員のほか、施行日以後に国家公務員等から人事交流等により引き続き新たに条例第3条第1項に規定する給料表の適用を受けることとなった職員その他特別の事情があると認められる職員のうち、部内の他の職員との均衡を考慮して前各号に掲げる職員に準ずるものとして人事委員会が定める職員 前各号の規定に準じて人事委員会が定める額

5 前項に規定する次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 「相当区分職員」とは、次の表の左欄に掲げるその者が施行日の前日において占めていたこの規則による改正前の職員の給与の支給に関する規則（以下「改正前の規則」という。）別表第3に掲げる職に係る同表の支給割合に応じ、それぞれ施行日以後に次の表の右欄に掲げる改正後の規則別表第3の区分欄に掲げる区分に対応する同表に掲げる職を占める職員をいう。

|         |    |
|---------|----|
| 100分の25 | 1種 |
| 100分の20 | 2種 |

|         |    |
|---------|----|
| 100分の16 | 3種 |
| 100分の14 | 4種 |
| 100分の12 | 5種 |
| 100分の10 | 6種 |

- (2) 「上位区分相当職員」とは、前号の表の左欄に掲げるその者が施行日の前日において占めていた改正前の規則別表第3に掲げる職に係る同表の支給割合に応じ、それぞれ施行日以後に同号の表の右欄に掲げる改正後の規則別表第3の区分欄に掲げる区分より上位の区分に対応する同表に掲げる職を占める職員をいう。
- (3) 「下位区分相当職員」とは、第1号の表の左欄に掲げるその者が施行日の前日において占めていた改正前の規則別表第3に掲げる職に係る同表の支給割合に応じ、それぞれ施行日以後に同号の表の右欄に掲げる改正後の規則別表第3の区分欄に掲げる区分より下位の区分に対応する同表に掲げる職を占める職員をいう。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

島根県人事委員会委員長 中村 寿夫

#### 島根県人事委員会規則第8号

##### 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第5号中「農畜産振興課」を「農林水産部農畜産振興課」に改め、同条第11号中「博物館」を「古代出雲歴史博物館」に改める。

第4条中「、病院」を削る。

第5条第1号中「、保健環境科学研究所又は病院」を「又は保健環境科学研究所」に改め、同条第3号中「又は病院」及び「、臨床病理技師、機能訓練士」を削り、同条第4号中「、病院」を削る。

第6条中「、島根女子短期大学」、「、病院」、「精神保健福祉相談員、」及び「、助産師」を削る。

##### 附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

島根県人事委員会委員長 中村 寿夫

#### 島根県人事委員会規則第9号

##### 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「4を乗じて得た数」を「別表第32に定める昇給号給数表のC欄の上段に掲げる号給数を乗じて得た数」に改める。

第20条第1項中「第9条第2項」を「第9条第2号」に改める。

第25条第1項第1号中「給料表」を「高等学校等教育職給料表」に改める。

第29条第1項を削り、同条第2項中「昇給区分は」を「勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下「昇給区分」という。）は」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項を同条第2項とし、同条第4項中「した場合に昇給区分がD又はEと」を削り、同項を同条第3項とし、同条第5項中「概ね」を「おおむね」に改め、同項を同条第4項とし、同項の

次に次の 1 項を加える。

5 条例第 4 条第 5 項の規定による昇給の号給数は、昇給区分に応じて別表第32に定める昇給号給数表に定める号給数とする。

第29条第 6 項中「第 1 項」を「前項」に改め、同項後段を削り、同条第 7 項中「第 1 項又は前項の規定にかかわらず」を「前 2 項の規定にかかわらず」に、「第 1 項又は前項の規定による」を「第 5 項又は前項の規定による」に改め、同条第 9 項中「第 2 項」を「第 1 項」に、「第 5 項」を「第 4 項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第 8 項中「第 1 項、第 6 項又は前項」を「第 5 項、第 6 項又は第 7 項」に、「第 1 項、第 6 項及び前項」を「第 5 項から第 7 項まで」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条第 7 項の次に次の 1 項を加える。

8 前 3 項の規定による号給数が零となる職員は、昇給しない。

第37条の 2 中「この条において」を削る。

別表第 3 備考 1 及び 2 中「300トン」を「200トン」に改める。

別表第 5 の 3 級の項中「 3 病院の部長の職務」を削り、同表 4 級の項中「 3 病院の院長又は副院長の職務」を削る。

別表第 6 の 6 級の項中

「  
1 地方機関の所長の職務  
2 病院の医療技術局長又は薬剤局長の職務  
」

を

「  
地方機関の所長の職務  
」

に改め、同表 7 級の項中「病院の医療技術局長又

は薬剤局長」を「地方機関の所長」に改める。

別表第 7 の 2 級の項中「、助産師」を削り、同表 6 級及び 7 級の項中「看護局長」を「本庁の課長」に改める。

別表第14中「助産師」を削り、同表備考 1 中「、助産師」及び「及び助産師」を削る。

別表第18備考 5 (4)中「心理判定員」を「心理判定員及び児童心理司」に改める。

別表第24中「及び助産師」を削り、同表備考 1 中「保健師、助産師又は看護師」を「保健師等」に改める。

別表第32を次のように改める。

別表第32 ( 第29条関係 )

昇給号給数表

| 昇給区分   | A    | B | C | D | E |
|--------|------|---|---|---|---|
| 昇給の号給数 | 8 以上 | 6 | 4 | 2 | 0 |
|        | 4 以上 | 3 | 2 | 1 | 0 |

備考 この表に定める上段の号給数は、条例第 4 条第 7 項の規定の適用を受ける職員以外の職員に、下段の号給数は同項の規定の適用を受ける職員に適用する。

別表第33中 「  
休職条例第 2 条第 1 号又は第 3 号の規定による休職 ( 同条第 3 号の規定によるもの  
にあっては、その原因である災害が公務上の災害又は通勤による災害と認められる  
ものに限る。 ) の期間  
」

を

「  
職員の休職の事由を定める条例 ( 昭和47年島根県条例第 4 号。以下この表において  
「休職条例」という。 ) 第 2 条第 1 号又は第 3 号の規定による休職 ( 同条第 3 号の  
規定によるもの  
にあっては、その原因である災害が公務上の災害又は通勤による災  
害と認められるものに限る。 ) の期間  
」

に、

「 休日及び休暇条例第6条の規定による休暇の期間

を

「 職員の休日及び休暇に関する条例（昭和27年島根県条例第10号。以下この表において「休日及び休暇条例」という。）第6条の規定による休暇の期間

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

（職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

2 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成18年島根県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「第29条第2項各号」を「第29条第1項各号」に、「第9項」を「第10項」に改める。

附則第7項中「第8項まで」を「第9項まで」に、「第6項中「第1項」」を「第6項中「前項」」に、「第1項」とあるのは「改正規則附則第6項」を「前2項」とあるのは「改正規則附則第6項及び前項」と、「第5項」とあるのは「改正規則附則第6項」に、「第1項、第6項」を「前3項」に、「この規則第6項」を「及び前2項」と、同条第9項中「第5項、」とあるのは「改正規則附則第6項、この規則」と、「第5項から第7項まで」とあるのは「改正規則附則第6項、この規則第6項及び第7項」に改める。

専門的教育職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第10号

専門的教育職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則

専門的教育職員の給与の特例に関する規則（昭和51年島根県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「別表第2」を「別表第1」に改める。

第5条に次の1項を加える。

2 条例第7条の2第1項の規定により管理職手当を支給する職員に対する管理職手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）以外の職員 当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職員が占める職に係る職員の給与の支給に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第1号）第6条の2第2項の規定による区分（以下「当該職の区分」という。）に応じ、別表第3の管理職手当の額欄に定める額

(2) 再任用職員 当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職の区分に応じ、別表第4の管理職手当の額欄に定める額（地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあっては、その額に職員の勤務時間に関する条例（昭和27年島根県条例第9号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

別表第2の次に次の2表を加える。

別表第3（第5条関係）

1 高等学校等教育職給料表

| 職務の級 | 区分  | 管理職手当の額 |
|------|-----|---------|
| 4 級  | 3 種 | 72,800円 |
|      | 5 種 | 54,600円 |
|      | 6 種 | 45,500円 |
| 3 級  | 5 種 | 52,000円 |
|      | 6 種 | 43,300円 |

## 2 中学校及び小学校教育職給料表

| 職務の級 | 区分  | 管理職手当の額 |
|------|-----|---------|
| 4 級  | 3 種 | 70,100円 |
|      | 5 種 | 52,600円 |
|      | 6 種 | 43,800円 |
| 3 級  | 5 種 | 50,400円 |
|      | 6 種 | 42,000円 |

備考 職員の給与の支給に関する規則別表第 3 に定める職のうち、この表に定められていない管理職手当の額を定める特段の事情があると人事委員会が認める職を占める職員に支給する管理職手当の月額については、当該職員の属する職務の級及び当該職の区分を考慮して、次の各号に掲げる額の範囲内で人事委員会が別に定める額とする。

- 1 当該職員の属する職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分より一段高い区分があるときは、当該区分に係る管理職手当の額未満の額
- 2 当該職員の属する職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分より一段低い区分があるときは、当該区分に係る管理職手当の額を超える額
- 3 当該職員の属する職務の級より上位の職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分に係る管理職手当の区分があるときは、当該管理職手当の額未満の額
- 4 当該職員の属する職務の級より下位の職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分に係る管理職手当の区分があるときは、当該管理職手当の額を超える額

## 別表第 4 ( 第 5 条関係 )

## 1 高等学校等教育職給料表

| 職務の級 | 区分  | 管理職手当の額 |
|------|-----|---------|
| 4 級  | 3 種 | 68,000円 |
|      | 5 種 | 51,000円 |
|      | 6 種 | 42,500円 |
| 3 級  | 5 種 | 40,600円 |
|      | 6 種 | 33,800円 |

## 2 中学校及び小学校教育職給料表

| 職務の級 | 区分  | 管理職手当の額 |
|------|-----|---------|
| 4 級  | 3 種 | 66,300円 |
|      | 5 種 | 49,800円 |
|      | 6 種 | 41,500円 |
| 3 級  | 5 種 | 39,800円 |
|      | 6 種 | 33,100円 |

備考 職員の給与の支給に関する規則別表第3に定める職のうち、この表に定められていない管理職手当の額を定める特段の事情があると人事委員会が認める職を占める職員に支給する管理職手当の月額については、当該職員の属する職務の級及び当該職の区分を考慮して、次の各号に掲げる額の範囲内で人事委員会が別に定める額とする。

- 1 当該職員の属する職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分より一段高い区分があるときは、当該区分に係る管理職手当の額未満の額
- 2 当該職員の属する職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分より一段低い区分があるときは、当該区分に係る管理職手当の額を超える額
- 3 当該職員の属する職務の級より上位の職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分に係る管理職手当の区分があるときは、当該管理職手当の額未満の額
- 4 当該職員の属する職務の級より下位の職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分に係る管理職手当の区分があるときは、当該管理職手当の額を超える額

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(管理職手当に関する経過措置)

- 2 職員の給与に関する条例(昭和26年島根県条例第1号。以下「条例」という。)第7条の2第1項の規定により管理職手当を支給される職員のうち、この規則による改正後の専門的教育職員の給与の特例に関する規則第5条第2項の規定による管理職手当の月額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、平成20年3月31日までの間に限り、当該管理職手当の月額のほか、当該管理職手当の月額と経過措置基準額との差額に相当する額に100分の50を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を管理職手当の月額として支給する。
- 3 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。
  - (1) この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に適用されていた給料表と同一の給料表の適用を受ける職員(以下「同一給料表適用職員」という。)であって、同日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のものうち、相当区分職員又は上位区分相当職員 同日にその者が受けていた管理職手当の月額(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成19年島根県条例第13号)による改正前の条例(以下「改正前の条例」という。)で定める給料月額(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成17年島根県条例第76号。以下「平成17年改正条例」という。)附則第8項から第10項までの規定による給料を支給される職員については、改正前の条例で定める給料月額及び平成17年改正条例附則第8項から第10項までの規定による給料の額との合計額とする。)に、改正前の条例第7条の2第2項の規定による割合を乗じて得た額をいう。以下同じ。)
  - (2) 同一給料表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の級に属する職員以外のものうち、下位区分相当職員 施行日以後に当該職員が占める職に適用される管理職手当の区分に相当する支給割合(次項第1号の表の右欄に掲げる当該職の管理職手当の区分に応じ、それぞれ同表の左欄に掲げる割合をいう。第4号において同じ。)を施行日の前日に適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の月額
  - (3) 同一給料表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するものうち、相当区分職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の月額
  - (4) 同一給料表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するものうち、下位区分相当職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ、施行日以後に当該職員が占める職に適用される管理職手当の区分に相当する支給割合を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の月額
  - (5) 施行日以後に職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和32年島根県人事委員会規則第7号)第25条に定める給料表の適用を異にする異動等をした職員(施行日以後に新たに条例第3条第1項若しくは第3項に規定する給料表、県立学校の教育職員の給与に関する条例(昭和29年島根県条例第6号)第4条第1項に規定する高等学校等教育職給料表又は市町村立学校の教職員の給与等に関する条例(昭和29年島根県条例第7号)第5条第1項に規定する中学校及び小学校教育職給料表の適用を受けることとなった職員を除く。) 施行日の前日に当該異動等をした場

合に前各号の規定に準じてその者が受けることとなる管理職手当の月額

- (6) 前各号に掲げる職員のほか、施行日以後に国家公務員等から人事交流等により引き続き新たに条例第 3 条第 3 項に規定する給料表の適用を受けることとなった職員その他特別の事情があると認められる職員のうち、部内の他の職員との均衡を考慮して前各号に掲げる職員に準ずるものとして人事委員会が定める職員 前各号の規定に準じて人事委員会が定める額

4 前項に規定する次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「相当区分職員」とは、次の表の左欄に掲げるその者が施行日の前日において占めていた職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則（平成19年島根県人事委員会規則第 7 号）による改正前の職員の給与の支給に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第 1 号。以下「改正前の職員給与規則」という。）別表第 3 に掲げる職に係る同表の支給割合に応じ、それぞれ施行日以後に次の表の右欄に掲げる職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則による改正後の職員の給与の支給に関する規則（以下「改正後の職員給与規則」という。）別表第 3 の区分欄に掲げる区分に対応する同表に掲げる職を占める職員をいう。

|         |     |
|---------|-----|
| 100分の16 | 3 種 |
| 100分の12 | 5 種 |
| 100分の10 | 6 種 |

- (2) 「上位区分相当職員」とは、前号の表の左欄に掲げるその者が施行日の前日において占めていた改正前の職員給与規則別表第 3 に掲げる職に係る同表の支給割合に応じ、それぞれ施行日以後に同号の表の右欄に掲げる改正後の職員給与規則別表第 3 の区分欄に掲げる区分より上位の区分に対応する同表に掲げる職を占める職員をいう。
- (3) 「下位区分相当職員」とは、第 1 号の表の左欄に掲げるその者が施行日の前日において占めていた改正前の職員給与規則別表第 3 に掲げる職に係る同表の支給割合に応じ、それぞれ施行日以後に同号の表の右欄に掲げる改正後の職員給与規則別表第 3 の区分欄に掲げる区分より下位の区分に対応する同表に掲げる職を占める職員をいう。

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3 月30日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第11号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則（平成18年島根県人事委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項を削る。

附則第 5 項の表を次のように改める。

| 支給割合    | 支給地域      |
|---------|-----------|
| 100分の14 | 東京都のうち特別区 |
| 100分の12 | 大阪府のうち大阪市 |
| 100分の 5 | 広島県のうち広島市 |

備考 この表に掲げる支給割合及び支給地域（以下「支給割合等」という。）以外の支給割合等については、人事院規則 9 - 49（地域手当）附則第 4 条の例によるものとし、当該例によることとされている支給割合等がこの表に掲げられているものとみなす。

附則第 5 項を附則第 4 項とする。

附則第 6 項中「100分の11」を「100分の12」に改め、同項を附則第 5 項とする。

附則第7項を削り、附則第8項を附則第6項とする。

附則第9項中「第7項」を「第5項」に改め、同項を附則第7項とする。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第12号

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の教育職員の給与に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第3条中「別表第1及び別表第2に定める級別職務分類表」を「別表第2に定める高等学校等教育職級別職務分類表」に改める。

第4条第1項中「次項に掲げる級別資格基準表」を「高等学校等教育職給料表級別資格基準表（別表第4。以下「級別資格基準表」という。）」に改め、同条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第8条第1号中「次に掲げるいずれか一の職務の級」を「3級又は4級」に改め、同号ア及びイを削る。

第9条第1項中「別表第8及び別表第9に定める初任給基準表」を「別表第9に定める高等学校等教育職給料表初任給基準表」に改める。

第10条中「、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ」を削る。

第12条第1項中「4を乗じて得た数」を「別表第9の4に定める昇給号給数表のC欄の上段に掲げる号給数を乗じて得た数」に改める。

第15条第1項中「同一給料表の」を削る。

第16条の2第1項中「、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ」を削り、「別表第9の2及び別表第9の3に定める昇格時号給対応表」を「別表第9の3に定める高等学校等教育職給料表昇格時号給対応表」に改め、同条第4項中「同一給料表の」を削り、同条第5項中「高等学校等教育職給料表の」を削り、「別表第2」を「別表第1」に改める。

第16条の3第4項中「高等学校等教育職給料表の」を削り、「別表第2」を「別表第1」に改める。

第17条第1項中「給料表の適用を異にすることなく」を削る。

第17条の2の見出しを「（条例の適用を異にする異動）」に改め、同条第1項中「教育職員を給料表を異にして異動させる場合及び」を削る。

第20条第1項を削り、同条第2項中「昇給区分は」を「勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下「昇給区分」という。）は」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項を同条第2項とし、同条第4項中「した場合に昇給区分がD又はEと」を削り、同項を同条第3項とし、同条第5項中「概ね」を「おおむね」に改め、同項を同条第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

5 条例第11条第1項の規定による昇給の号給数は、昇給区分に応じて別表第9の4に定める昇給号給数表に定める号給数とする。

第20条第6項中「第1項」を「前項」に改め、同項後段を削り、同条第7項中「第1項又は前項の規定にかかわらず」を「前2項の規定にかかわらず」に、「第1項又は前項の規定による」を「第5項又は前項の規定による」に改め、同条第9項中「第2項」を「第1項」に、「第5項」を「第4項」に、「この限りではない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「第1項、第6項又は前項」を「第5項、第6項又は第7項」に、「第1項、第6項及び前項」を「第5項から第7項まで」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項の次に次の1項を加える。

8 前3項の規定による号給数が零となる教育職員は、昇給しない。

第24条中「この条において」を削り、「若しくは大学院修学休業」を「若しくは教育公務員特例法（昭和24年法律第1

号)第26条第1項に規定する大学院修学休業(以下「大学院修学休業」という。))に改める。

第26条中「当該教育職員に適用される給料表及び」を「当該教育職員の」に改め、「第28条の5第1項」の次に「又は第28条の6第2項」を加え、「勤務時間条例」を「職員の勤務時間に関する条例(昭和27年島根県条例第9号。以下「勤務時間条例」という。))」に改める。

第28条中「職員の休日及び休暇条例第2条第1項第2号に規定する休日又は教育職員の休日及び休暇条例」を「県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例(昭和31年島根県条例第36号。以下「教育職員の休日及び休暇条例」という。))」に改める。

第32条第1項第4号中「育児休業法」を「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。))」に改める。

第33条第1号中「職務に専念する義務の特例に関する条例」の次に「(昭和26年島根県条例第3号)」を加え、同条第2号中「職務に専念する義務の特例に関する規則」の次に「(昭和27年島根県人事委員会規則第7号)」を加える。

第33条の2第2項を次のように改める。

2 別表第13に定める職に係る管理職手当の区分は、同表の職名欄の区分に応じ、同表の区分欄に定める区分とする。

第33条の2に次の1項を加える。

3 第1項の教育職員に対する管理職手当の月額は、次の各号に掲げる教育職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された教育職員(以下「再任用教育職員」という。)以外の教育職員 当該教育職員の属する職務の級及び当該教育職員が占める職に係る前項の規定による区分(以下「当該職の区分」という。)に応じ、別表第13の2の管理職手当の額欄に定める額

(2) 再任用教育職員 当該教育職員の属する職務の級及び当該職の区分に応じ、別表第13の3の管理職手当の額欄に定める額(再任用短時間勤務教育職員にあっては、その額に勤務割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

第33条の3中「職員の休日及び休暇条例第6条若しくは」を削る。

第35条の10中「第35条の7第1項」を「第35条の8第1項」に改める。

第36条の2第1項中「第19条第1項第9号及び」を削る。

第37条第2号から第4号までを次のように改める。

(2) 勤務時間規則第7条第1項第5号イ及び第6号イに掲げる勤務

(3) 勤務時間規則第7条第1項第5号アに掲げる勤務

(4) 勤務時間規則第7条第1項第6号アに掲げる勤務

第38条第1項第3号中「盲学校、ろう学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第38条の2第1項第1号中「に掲げる支給割合」を「の区分欄に定める区分」に改め、同号ア及びイを削り、同号ウ中「100分の16」を「3種」に改め、同号ウを同号アとし、同号エ中「100分の14及び100分の12」を「4種及び5種」に改め、同号エを同号イとし、同号オ中「100分の10及び100分の8」を「6種」に改め、同号オを同号ウとする。

第40条第1項第2号中「休職条例」を「職員の休職の事由を定める条例(昭和47年島根県条例第4号。以下「休職条例」という。))」に改め、同条第4項第2号中「教育公務員特例法」の次に「第14条第1項」を加える。

第40条の3の2を削る。

第40条の5第1項を次のように改める。

条例第24条第5項の管理又は監督の地位にある教育職員は、任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受ける教育職員(4号給以下の号給を受ける教育職員、休職(条例第27条第1項及び第4項ただし書に該当する場合を除く。))にされている者及び外国機関等派遣教育職員を除く。)とする。

第40条の5第2項中「前項第1号に掲げる教育職員のうち別表第13に掲げる管理職手当の支給割合が100分の25とされている教育職員、同項第2号に掲げる学長及び同項第3号に掲げる」を「前項の」に改める。

第41条第4項第4号中「職員の休日及び休暇条例第7条又は」を削り、「休日等」を「条例第16条に規定する休日等(以下「休日等」という。)」に改め、同項第5号中「職員の休日及び休暇条例第12条に規定する介護休暇又は」を削り、同条第5項各号を次のように改める。

- (1) 再任用教育職員以外の教育職員 100分の145
- (2) 再任用教育職員 100分の52.5

第42条中「盲学校、ろう学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 削除

別表第2の1級の項中「盲学校、ろう学校若しくは養護学校(以下「特殊教育学校」という。)」を「特別支援学校」に改め、同表2級の項から4級の項までの項中「特殊教育学校」を「特別支援学校」に改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3 削除

別表第8を次のように改める。

別表第8 削除

別表第9の2を次のように改める。

別表第9の2 削除

別表第9の4を次のように改める。

別表第9の4(第20条関係)

昇給号給数表

| 昇給区分   | A   | B | C | D | E |
|--------|-----|---|---|---|---|
| 昇給の号給数 | 8以上 | 6 | 4 | 2 | 0 |
|        | 4以上 | 3 | 2 | 1 | 0 |

備考 この表に定める上段の号給数は、条例第11条第3項の規定の適用を受ける教育職員以外の教育職員に、下段の号給数は同項の規定の適用を受ける教育職員に適用する。

別表第10中「(第25条の4関係)」を「(第24条関係)」に改める。

別表第11県立大学の項を削り、盲学校ろう学校養護学校の項中「盲学校ろう学校養護学校」を「特別支援学校」に改める。

別表第11の2を次のように改める。

別表第11の2(第26条関係)

給料の調整額の調整基本額表

| 職務の級 | 調整基本額   |
|------|---------|
| 1級   | 9,000円  |
| 2級   | 11,100円 |
| 3級   | 12,200円 |
| 4級   | 13,200円 |

別表第13を次のように改める。

別表第13(第33条の2関係)

管理職手当を支給する職及び区分

| 職名  | 区分 |
|---|----|
| (1) 校長(松江北高等学校、松江南高等学校、松江東高等学校、松江工業高等学校、松江商業高等) | 3種 |

|  |     |
|--|-----|
| 学校、三刀屋高等学校、出雲高等学校、大社高等学校、大田高等学校、浜田高等学校、益田高等学校、松江ろう学校、松江養護学校、出雲養護学校、松江清心養護学校に限る。)   |     |
| (2) 校長(安来高等学校、情報科学高等学校、松江農林高等学校、大東高等学校、横田高等学校、平田高等学校、出雲工業高等学校、出雲商業高等学校、出雲農林高等学校、邇摩高等学校、川本高等学校、島根中央高等学校、矢上高等学校、江津高等学校、江津工業高等学校、浜田商業高等学校、浜田水産高等学校、益田工業高等学校、益田産業高等学校、益田翔陽高等学校、津和野高等学校、隠岐高等学校、隠岐水産高等学校、盲学校、浜田ろう学校、石見養護学校、浜田養護学校、益田養護学校、江津清和養護学校、松江緑が丘養護学校に限る。) | 4 種 |
| (3) 前記(1)及び(2)に掲げる校長以外の校長  | 5 種 |
| (4) 前記(1)及び(2)に掲げる学校の教頭(2人以上の教頭を置く学校の教頭にあつては、人事委員会<br>が定めるものに限る。)  |     |
| (5) 前記(4)に掲げる教頭以外の教頭   | 6 種 |

別表第13の次に次の2表を加える。

別表第13の2(第33条の2関係)

| 職務の級 | 区分  | 管理職手当の額 |
|------|-----|---------|
| 4 級  | 3 種 | 72,800円 |
|      | 4 種 | 63,700円 |
|      | 5 種 | 54,600円 |
| 3 級  | 5 種 | 52,900円 |
|      | 6 種 | 44,100円 |

別表第13の3(第33条の2関係)

| 職務の級 | 区分  | 管理職手当の額 |
|------|-----|---------|
| 4 級  | 3 種 | 68,000円 |
|      | 4 種 | 59,500円 |
|      | 5 種 | 51,000円 |
| 3 級  | 5 種 | 41,500円 |
|      | 6 種 | 34,600円 |

別表第16大学教育職給料表の項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

(管理職手当に関する経過措置)

2 県立学校の教育職員の給与に関する条例(昭和29年島根県条例第6号。以下「条例」という。)第17条の2第1項の規定により管理職手当を支給される教育職員のうち、この規則による改正後の県立学校の教育職員の給与に関する規則(以下「改正後の規則」という。)第33条の2第3項の規定による管理職手当の月額が経過措置基準額に達しないこととなる教育職員には、平成20年 3 月31日までの間に限り、当該管理職手当の月額のほか、当該管理職手当の月額と経過措置基準額との差額に相当する額に100分の50を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を管理職手当の月額として支給する。

3 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる教育職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

(1) この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に適用されていた給料表と同一の給料表の適用を受ける教

育職員（以下「同一給料表適用教育職員」という。）であって、同日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する教育職員以外のものうち、相当区分教育職員又は上位区分相当教育職員 同日にその者が受けていた管理職手当の月額（県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成19年島根県条例第14号）による改正前の条例（以下「改正前の条例」という。）で定める給料月額（県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成17年島根県条例第77号。以下「平成17年改正条例」という。）附則第8項から第10項までの規定による給料を支給される教育職員については、改正前の条例で定める給料月額及び平成17年改正条例附則第8項から第10項までの規定による給料の額との合計額とする。）に、改正前の条例第17条の2第2項の規定による割合を乗じて得た額をいう。以下同じ。）

- (2) 同一給料表適用教育職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の級に属する教育職員以外のものうち、下位区分相当教育職員 施行日以後に当該教育職員が占める職に適用される管理職手当の区分に相当する支給割合（次項第1号の表の右欄に掲げる当該職の管理職手当の区分に応じ、それぞれ同表の左欄に掲げる割合をいう。第4号において同じ。）を施行日の前日に適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の月額
- (3) 同一給料表適用教育職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するものうち、相当区分教育職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の月額
- (4) 同一給料表適用教育職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するものうち、下位区分相当教育職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ、施行日以後に当該教育職員が占める職に適用される管理職手当の区分に相当する支給割合を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の月額
- (5) 施行日以後に改正後の規則第17条の2に定める条例の適用を異にする異動をした教育職員（施行日以後に新たに条例第4条第1項に規定する給料表、職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号）第3条第1項に規定する給料表又は市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和29年島根県条例第7号）第5条第1項に規定する中学校及び小学校教育職給料表の適用を受けることとなった教育職員を除く。） 施行日の前日に当該異動をした場合に前各号の規定に準じてその者が受けることとなる管理職手当の月額
- (6) 前各号に掲げる教育職員のほか、施行日以後に国家公務員等から人事交流等により引き続き新たに条例第4条第1項に規定する給料表の適用を受けることとなった教育職員その他特別の事情があると認められる教育職員のうち、部内の他の教育職員との均衡を考慮して前各号に掲げる教育職員に準ずるものとして人事委員会が定める教育職員 前各号の規定に準じて人事委員会が定める額

4 前項に規定する次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「相当区分教育職員」とは、次の表の左欄に掲げるその者が施行日の前日において占めていたこの規則による改正前の県立学校の教育職員の給与に関する規則（以下「改正前の規則」という。）別表第13に掲げる職に係る同表の支給割合に応じ、それぞれ施行日以後に次の表の右欄に掲げる改正後の規則別表第13の区分欄に掲げる区分に対応する同表に掲げる職を占める教育職員をいう。

|         |    |
|---------|----|
| 100分の16 | 3種 |
| 100分の14 | 4種 |
| 100分の12 | 5種 |
| 100分の10 | 6種 |

- (2) 「上位区分相当教育職員」とは、前号の表の左欄に掲げるその者が施行日の前日において占めていた改正前の規則別表第13に掲げる職に係る同表の支給割合に応じ、それぞれ施行日以後に同号の表の右欄に掲げる改正後の規則別表第13の区分欄に掲げる区分より上位の区分に対応する同表に掲げる職を占める教育職員をいう。
- (3) 「下位区分相当教育職員」とは、第1号の表の左欄に掲げるその者が施行日の前日において占めていた改正前の規則別表第13に掲げる職に係る同表の支給割合に応じ、それぞれ施行日以後に同号の表の右欄に掲げる改正後の規則別

表第13の区分欄に掲げる区分より下位の区分に対応する同表に掲げる職を占める教育職員をいう。

( 県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正 )

5 県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成18年島根県人事委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

附則第5項中「第20条第2項各号」を「第20条第1項各号」に、「第9項」を「第10項」に改める。

附則第7項中「第8項まで」を「第9項まで」に、「第6項中「第1項」」を「第6項中「前項」」に、「第1項」とあるのは「改正規則附則第6項」を「前2項」とあるのは「改正規則附則第6項及び前項」と、「第5項」とあるのは「改正規則附則第6項」に、「第1項、第6項」を「前3項」に、「この規則第6項」を「及び前2項」と、同条第9項中「第5項、」とあるのは「改正規則附則第6項、この規則」と、「第5項から第7項まで」とあるのは「改正規則附則第6項、この規則第6項及び第7項」に改める。

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3月30日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

#### 島根県人事委員会規則第13号

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する規則(昭和63年島根県人事委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

#### 第2条 削除

第3条第1項中「及び第3号」を削り、同条第4項中「第5条第1項第4号」を「第5条第1項第2号」に改め、同項第1号中「維持管理部」を削り、同条第5項中「第4号」を「第2号」に改める。

第6条第1項中「事務吏員及び技術吏員」を「職員」に改める。

第12条第1項中「次に掲げる感染症とする。」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)第6条第2項から第5項まで、第7項及び第8項に規定する感染症とする。」に改め、同項各号を削り、同条第3項中「感染症法第6条第7項」を「同条第7項」に改め、同項第3号中「並びに結核」を削る。

第13条第2項中「生活科学グループ」を「食品化学スタッフの職員」に改め、「(環境科学部にあっては放射能グループに勤務する職員を除く。)」を削る。

第15条を次のように改める。

#### 第15条 削除

第15条の2を削る。

第16条第1項及び第3項を削り、同条第2項を同条とする。

第17条第1項中「保健環境科学研究所環境科学部放射能グループに勤務する職員及び」を削り、「センター長」を「職員」に改める。

第18条中「第27条第2項第2号」を「第27条第2項第1号」に、「平成15年島根県規則第30号」を「平成18年島根県規則第17号」に、「第3条第5項」を「第3条第4項」に改め、「(条例第27条第2項第1号に掲げるものを除く。)」を削る。

第24条第1項第5号を削る。

#### 附 則

この規則は、平成19年 4月 1日から施行する。

# 人事委員会細則

級別職務分類に関する細則の一部を改正する細則をここに公布する。

平成19年3月30日

島根県人事委員会委員長 中村 寿夫

## 島根県人事委員会細則第2号

級別職務分類に関する細則の一部を改正する細則

級別職務分類に関する細則（昭和60年島根県人事委員会細則第2号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表知事の事務部局の部本庁（出納局を除く。）の項中

|   |                        |  |  |             |
|---|------------------------|--|--|-------------|
| <p>課長<br/>政策企画監<br/>センター長<br/>管理監<br/>室長<br/>管理所長<br/>統括指導監査監<br/>指導監査監<br/>統括団体検査監<br/>主席調整監<br/>団体検査監<br/>統括林業普及員<br/>統括工事検査監</p>           | <p>課長<br/>政策企画監</p>    | <p>次長<br/>統括政策企画監<br/>参事<br/>医療統括監</p>             | <p>を</p>   |             |
| <p>課長<br/>政策企画監<br/>センター長<br/>管理監<br/>室長<br/>管理所長<br/>統括指導監査監<br/>指導監査監<br/>統括団体検査監<br/>上席調整監<br/>団体検査監<br/>統括林業普及員<br/>統括技術専門監<br/>技術専門監</p> | <p>課長<br/>政策企画監</p>    | <p>次長<br/>統括政策企画監<br/>参事</p>                       | <p>に改め、同部出納局の項中</p> <table border="1" data-bbox="1214 1532 1425 1644"> <tr> <td>課長<br/>出納監察監</td> </tr> </table> | 課長<br>出納監察監 |
| 課長<br>出納監察監   |                        |  |  |             |
| <p>を</p> <table border="1" data-bbox="186 1933 387 2092"> <tr> <td>課長<br/>上席出納監察監<br/>出納監察監</td> </tr> </table>                               | 課長<br>上席出納監察監<br>出納監察監 | <p>に改め、同部県立大学、島根女子短期大学及び看護短期大学の項を削り、同部隠岐支庁隠岐福祉</p> |  |             |
| 課長<br>上席出納監察監<br>出納監察監  |                        |  |  |             |

事務所の項を削り、同部隠岐支庁県土整備局の項中 「 部長 」 を 「 部長  
技術専門監 」 に改め、同部中央病院

及び湖陵病院の項を削り、同部農林振興センターの項中 「 所長  
総合調整監 」 を 「 所長 」 に改め、同部農業

大学校の項中 「 講師 助教授 」 を 「 講師 助教授  
主任又はこれに 企画員又はこれ  
相当する職 相当する職 」 に改め、同部水産技術セ

ンターの項中 「 課長 指導所長 」 を 「 所長 」 に改め、同部九州事務所の項を削り、同部県

「 課長 指導所長 」 「 部長 」 「 所長 」 に改め、同部九州事務所の項を削り、同部県

土整備事務所の項中 「 事業所長 部長 」 を 「 事業所長 部長  
技術専門監  
管理所長 」 に改め、教育委員会の部本庁の項中

「 課長 主席調整監 室長 センター長 」 を 「 課長 監理監 上席調整監 室長 センター長 」 に改め、同部埋蔵文化財調査センターの項中 「 所長 副所長 」 を

「 所長 」 に改め、同部少年自然の家の項中 「 所長 」 を 「 」 に改め、共通の部

中 「 専門員 専門 」 「 企画幹 副工事検査監 専門幹 」 「 調整監 工事検査監 」 を

「 専門員 専門 」 「 企画幹 専門幹 」 「 調整監 」 に改める。

別表の 4 の表知事の事務部局の部農業技術センターの項中 「 部長 」 を 「 部長  
上席調整監 」 に改め、同部

水産技術センターの項中 「 所長  
部長 」 を 「 部長 」 に改め、教育委員会の部博物館の項を削る。

別表の5の表知事の事務部局の部本庁の項中 「 課長  
室長 」 を 「 医療統括監  
課長  
室長 」 に改め、同部中央病院及び

湖陵病院の項を削る。

別表の6の表知事の事務部局の部中央病院及び湖陵病院の項を削り、共通の部中

「 企画幹  
企画員 」 調査監 を 「 企画幹  
企画員又はこれ  
に相当する職 」 調整監 に改める。

別表の7の表知事の事務部局の部本庁の項中 「 保健師  
主任保健師  
保健師 」 企画員  
主任保健師 を

「 保健師  
看護師 」 主任保健師  
主任看護師  
保健師  
看護師 「 企画員  
主任保健師  
主任看護師 」 に改め、同部島根女子短期大学、中央病院及び湖陵病院の項を

削り、共通の部中 「 精神保健福祉相  
談員 」 主任精神保健福  
祉相談員  
精神保健福祉相  
談員 「 精神保健相談専  
門員  
主任精神保健福  
祉相談員 」 を

「 」 に改める。

附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。